

年に1度は免許状とその期限を確認しましょう!

- 免許状はきちんと保管していますか。
- 更新の証明書は免許状とともに保管していますか。
- ※いずれも紛失による再発行はできません。
- その場合は、免許状授与証明書を取り寄せてご確認ください。

免許状期限確認チャート

お手元に所持するすべての免許状をご準備ください。

このチャートで「期限」とは次のことを指します。
 【旧免許状の場合】修了確認期限
 【新免許状の場合】有効期間の満了の日

所持する免許状のうち、一番古いものの発行日はH21.4.1よりも前ですか？

はい。
 所持する**すべての免許状**は「旧免許状」です。
 ※H21.4以降、新たに取得した免許状を所持する場合、それも含めすべて「旧免許状」です。
 (免許状に期限の記載はありません。)

いいえ。
 所持する**すべての免許状**は「新免許状」です。
 (免許状に期限の記載があります。)

今までに、免許更新に関わる申請を行いましたか？

今までに、免許更新に関わる申請を行いましたか？

申請を行った。(県教委発行の証明書を受け取った。)

申請を行っていない。

申請を行った。(県教委発行の証明書を受け取った。)

申請を行っていない。

H21.3.31までに発行された
 栄養教諭免許状を持っていますか？

期限が異なる免許状がありますか？

持っている。

持っていない。

すべて同じ有効期限である。

異なるものがある。

県教委の証明書に記されているのが次回の期限です。

裏面左下の表に、栄養教諭免許状授与の日を当てはめて期限を確認してください。

裏面左上の表に、生年月日を当てはめて期限を確認してください。

県教委の証明書に記されているのが次回の期限です。

免許状に記されているのが期限です。

所持する免許状のうち、最も日付の新しいものが期限です。

◆私(氏名 _____)の免許状の期限は..... 年 月 日

◆更新講習受講及び県教委への申請期間は... 年 月 日 ~ 年 月 日
 (修了確認期限の2年2ヶ月前) (修了確認期限の2ヶ月前)

※過去に延期申請をしている方は、期限が年度末以外の日付になっている場合があるため、注意してください。

※受講期間は2年間ありますが、原則として1年目に受講と申請手続きをしましょう。

現職教員の場合、万が一期間内に申請までできないと、免許状は失効し、返納しなければなりません。職を失うこととなります。

旧免許所持者の修了確認期限

(栄養教諭免許の有無によって異なるので注意してください)

栄養教諭免許を所持しない旧免許所持者の修了確認期限

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日

栄養教諭免許を所持している旧免許所持者の修了確認期限

	免許状を授与の日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日

以下は、現職教員の方のみ対象です。

(※現職教員以外の方は、免除・延期申請はできません。)

次に当てはまる方は、更新講習受講の免除、修了確認期限等の延期の申請ができます。(申請しなければ、現在の期限のままです。)
※いずれも申請時に更新講習の受講義務がある方(免許状が必要な職にある方)のみが申請可能です。

申請により、更新講習の受講を免除される者

○教員を指導する立場にある者

申請時に校長・園長、副校長、教頭、主幹教諭、指導主事の職にある者、県知事部局への出向者

○修了確認期限等までの10年間に優秀教員表彰を受けた者

○更新講習受講期間内に更新講習の講師を務めた者

☆いずれも、原則として8月末日までに申請してください。

申請により、期限の延長が可能な者(主な事由)

○心身の故障等による休職、90日以上病気休暇、産休・育休、介護休業の期間中の者

○在外教育施設等に派遣される者

○専修免許状取得を目的として大学院等に在学中の者(科目等履修生を除く)

○教員となってから修了確認期限までの期間が2年2月未満の者

○(旧免許状所持者のみ)修了確認期限から10年以内に免許状の

授与を受けた者 **※新たに免許状を取得しただけでは期限は延びません!!**

☆受講期間に限らず、事由が生じたら随時申請可能です。

特に、在外教育施設等に派遣される方で、派遣期間中に受講期限を迎える方は、派遣前に必ず延期申請を行ってください。

重要!

通信大学や認定講習において修得した単位により、新たに免許状を取得した場合、延期申請をすることができます。